の一、八の二、九の一、九の二、九の三・一五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五の二、一六、字ソヲニ〇、二一、二二の一から二二の四まで、二三の一、二三の二、字谷山二三の一、二四の一、白石字サンダキ一から四まで、字中須二五、丈ケ谷字倉ケ谷一の一、一の一の二、一の二から一の六まで、字新屋敷一、二の一、二の二、字蛇渕廻り二から一〇まで、一一（次の図に示す部分に限る。）、一二、一五、一七、一八、一九・二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の二、二四（次の図に示す部分に限る。）、二七、二九（次の図に示す部分に限る。）、字中鋏三から五まで、六（次の図に示す部分に限る。）、字七浦谷一の一、一の二、五・六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七の一、七の二、八、九、一〇（次の図に示す部分に限る。）、一一、一二から一五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字東谷八から一〇まで、一二から一四まで、字槙尾廻り一の一、字焼山一（次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の三、二（次の図に示す部分に限る。）、三、四・五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六から八まで、一〇、字六丁日浦一、二の一から二の五まで、二の七、二の八、六から九まで、一六、一七（次の図に示す部分に限る。）、一八から二〇まで、二八（次の図に示す部分に限る。）、二九、四五から六〇まで、字六丁蔭傍示一の一、一の二、二の一から二の三まで、三（次の図に示す部分に限る。）、四、四の二、五から一三まで、一四の一、一四の二、一五・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、海川字西俣五、六・七・一七・一九・二一の一・二一の二・二一の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二二、二三、二四から二九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇、三一（次の図に示す部分に限る。）、三二から三四まで、字東俣一六一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第百三十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年六月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二五度二八分、北緯二五度一六分、東経一二五度五二分、東経一二五度四四分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年六月二十五日から平成二十四年七月三日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十一管区水路通報第二十四号（平成二十四年六月十五日発行）

○海上保安庁告示第百三十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小舟渡港内東防波堤灯台

位置

所在地　青森県三戸郡階上町（小舟渡港内東防波堤外端）

北緯　四〇―二七―一八

東経　一四一―四〇―二六

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十四年四月二十六日

○海上保安庁告示第百四十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　池間島北西方浮魚礁灯

位置

所在地　池間島灯台（沖縄県宮古島市）の北西方約三一キロメートル

北緯　二五―〇六―三三

東経　一二四―五九―五四

廃止年月日　平成二十四年五月六日

○海上保安庁告示第百四十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　仙台南仮設灯浮標

位置

所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（花淵灯台の南西方約四・六キロメートル

北緯　三八―一五―五七

東経　一四一―〇二―五一

変更した事項

位置

所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（花淵灯台の南西方約四・五キロメートル

北緯　三八―一五―五七

東経　一四一―〇二―五四

変更年月日　平成二十四年五月七日

記事　一時変更

名称　日和佐港一文字堤東灯台

位置

所在地　徳島県日和佐港（一文字堤東端）

北緯　三三―四三―四七

東経　一三四―三二―三五

変更した事項

塗色及び構造　灰白色　やぐら形

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

変更年月日　平成二十四年五月七日

記事　一時変更

○海上保安庁告示第百四十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　田辺港文里第二防波堤灯台

位置

所在地　和歌山県田辺港第一区（文里第二防波堤外端）

北緯　三三―四二―五四

東経　一三五―二三―三七

変更した事項

光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光一・〇

光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十四年五月八日

○海上保安庁告示第百四十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰